

第6期 第7回自治基本条例推進委員会 検証部会 会議録（概要）

開催日時	令和4年11月29日(火) 午後6時00分～午後7時30分
開催場所	阪南市役所 別棟1階 第2会議室
出席者	【検証部会委員】 壬生部会長、田中委員、佐渡委員、木村委員、須藤委員、牛田委員 6人出席 【市】政策共創室 藤原室長、御坊谷室長代理、岩下主査、枇杷主事
傍聴人数	0人
議題	○推進委員会の振り返り ○検証シートの確認
資料	○検証シート ○資料1 推進委員会からのご意見 ○資料2 自治基本条例（解説付） ○資料3 阪南市国民保護計画等の概要 ○参考資料1 他市町の条文（危機管理）
会議	あいさつ 部会長 こんばんは。事前に資料を見ていただいたかと思いますが、今回は推進委員会が開催されました。私の方から簡単に部会の議論の結果を報告させていただいた後、推進委員会のメンバーからご意見をいただきました。今回はその結果も踏まえて、宿題という形でいただいたものをこの部会で皆さんと議論していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。では本日の次第に基づいて、部会を進めていきたいと思っております。まず、次第の3、推進委員会の振り返りについて事務局より説明をお願いします。 【推進委員会の振り返り】 事務局 前回の推進委員会(10月19日)の振り返り(第17条と第28条)について、資料1、資料3、参考資料1に基づき説明。 （推進委員会の振り返りについて確認、各委員からの意見、質疑・応答） 部会長 説明ありがとうございました。前回の推進委員会でいただいた意見のうち、特定の条文に関わる意見が2つあり、1つが第17条、そしてもう一つが第28条に関することです。先程、色々な資料の説明をいただいたので、第28条の危機管理の条文についてどうするかを先に皆さんと議論していきたいと思っております。ここで第28条を見ていただくとよくわかると思うのですが、危機管理とはいって「災害等」と表記されています。また解説を見ると、基本的に災害を想定して作成された条文と言えます。ただ部会での意見の中で、交通事故も身近な災害として考えた方がいいのではないかと指摘がありました。それに加えて推進委員会の方では、感染症や戦争といった国民保護のことも危機管理ということであれば条文に入れるか、もしくは解説の方で取り扱うか。その必要があるか検討してくださいとなったと思います。 委員 寝屋川市では災害が発生すると泥棒が来るため、それらから財産を守るために自治会で防犯カメラの設置補助等の取り組みが行われているのだなと読んで思いました。緑ヶ丘でも入口に、3ヶ所の防犯カメラを自治会でつけています。阪南市はその部分に関しては、どのようにしているのか気になりました。 部会長 場所によっては、防犯カメラに補助しているところがあると聞きますが。 事務局 防犯灯については、現在新たに設置する分については、イニシャルコストを地域の方で負担していただいております。しかし防犯灯が設置された後は、市の方へ移管いただく形となっております。そのため、その後のメンテナンスや電気代も含めた管理については全て市の方で行っています。かなり昔の情報にはなりますが、防犯カメラは数年前に設置補助を行っていた時期がありました。しかし現在、それを継続して行っているかは今、手持ちの情報がありません。 委員 防犯カメラがあれば、災害や空き巣等が発生した時かなり安心感があります。 部会長 それは、事業としてはとても効果があるものかもしれませんが、今回私達が議論する内容は条文をどこまで入れるのか、解説にどこまで記載するかということになります。他と見比べてもよくわかると思いますが、寝屋川市では今の防犯カメラもLEDの話もそうですが、具体的に市が取り組むこと、この事業を行っているという内容まで記載されています。それは今までの阪南市の自治基本条例の解説文の書き方よりは、具体的だといえます。 委員 戦争も文言として、条文に入れるのでしょうか。 部会長 条文をどこまで入れるのかという話ですね。 事務局 資料2の28ページで、危機管理の条文と合わせて、災害のところの条文と解説を記載しております。その時は、東日本大震災というその当時に起こった内容でありました。今後発生する事が予想される南海トラフ巨大地震等にも備える、やはりこのような自然災害が身に迫っている時期になりました。従って、危機管理という条文を平成29年時に追加をしたという経緯があります。よって当然今の時代が変化していくにつれ、追加していきたいと思っております。

委員	この条文に、感染症という文言も入るのでしょうか。
部会長	それは入れてもいいかもしれないですね。危機管理という文言だけだと、災害以外にもたくさん管理しなくてはならない危機があるということだと思います。先程事務局の説明があった通り、この第28条を追加した段階で想定していた危機というのが、いわゆる地震でそれは南海トラフという話があったためだと思います。実は自治基本条例を最初に作成した段階では、この部分がなかったため追加したという経緯があります。事務局も説明ありましたが、それから何年も経って、様々なことが世の中で起こっています。それに適応していく意味でも条文に追加するのか、解説に説明を足すのか、それともそのまま置いておくのかを部会で議論したいなと思っています。
委員	ミサイルとかの文言を入れるのであれば、解説のところにを入れるという事ですかね。今までなかったですね。ミサイルが飛来することが。自衛隊の迎撃は役に立つのか、そして間に合うのだろうかと心配しています。自衛隊を退職された人は、何かの時にすぐ登録してそこにまた行くような仕組みになっているそうです。阪南市はそのようなシステムがあるのでしょうか。例えば警察を退職された人は、防災等で助けてくれるという組織づくりとか。
部会長	どのような体制を作っていくかという事も課題になってきますね。この資料3に色々記載されていますが。もう少し具体化するという話も出てくるかもしれません。
委員	阪南市の職員は、色々なことを知っていますから、そのような方々が退職されても、地域で主になって組織づくりをしていただければいいなと思います。
部会長	ありがとうございます。 この辺りについてどうしましょうか。災害等の部分がどこまで読めるかという話でもあるなと事務局とその話をしていました。
委員	感染症というのは今の新型コロナの流行もありますよね。自治基本条例を作成した時に、先ほど事務局の説明にありましたが、東日本大震災が発生して、その内容を条文や解説に記載されました。今もそのような意味では、新型コロナの流行は、俗に言う時代の危機の中の1つになると思います。
委員	感染症対策として、災害の備蓄としてマスクや消毒液等を置いていただきたいです。今は置いていただいているのでしょうか。
事務局	置いています。今の感染症がありますので、避難所生活においての防疫対策のようなものは考えています。手指消毒液やフェイスシールド、ゴム手袋等も防災備蓄品として所持しているという形になります。時代により、その時に必要な物資を揃えていくということになります。
委員	そうすれば、第28条の解説に感染症対策として備蓄も入れたらいいのではないのでしょうか。
委員	それは災害の時の感染症に限定しているような気がします。
部会長	もちろん今事務局から説明のあったように、災害と感染症など、そのタイミングでそのことを指摘する事も重要であり、また災害に関わらず、例えば致死率の高い感染症が発生した場合は、危機管理の話になってくるかなと思います。 また、第28条を見る限りは「災害等」とありますが、その第2項を見ると「防災意識の向上」と表記されています。従って私は、第28条は本当に危機管理と言いながら、防災の事を言っている条文であるという気がします。皆さんはどう思われますか。
委員	自助や公助等様々なことが書かれており、自治会組織があるところについては、そこまで問題にならないかと思われませんが、その組織がないところはどうかは私は少し心配になります。
部会長	本日はそこを見据えて、準備をしていかなければならないですし、それをしてもらえるように市も頑張って働きかけていく必要があると思われます。 参考資料1の豊中市や和泉市のように、もう「災害」ではなく「危機」と記載してしまえば、阪南市は何を「危機」として考えているかということを解説に入れる方法があると思います。豊中市では、防災や感染症もそうですし、他国からの攻撃というような感じになっていますね。 それから、自ら災害等に備えると第28条でなっていますので、災害や感染症等を条文内に列挙する方法もあるかと思っています。 条文に入れるか、解説だけで終わるか。条文を修正するとしたらどうするか。解説はどのように直したらいいか。色々考える点があります。
委員	解説に入れるにしても条文にその元の言葉がなければ、何の解説かと思う人が出てくるのではないのでしょうか。よって解説に入れる場合は、条文にも何か文言は入れた方がいいかなと思います。
部会長	ものすごくシンプルにというか修正するところを少なくともなれば、例えば条文では「災害等」になっていますよね。この「等」の中には、このようなものが含まれますという事を解説で出すという方法もあるかなと思います。ただ、それが本当にわかりやすいかといえば、そうではないかもしれません。もちろんその条文を修正して、解説も修正するという方法もあります。おそらくその方が丁寧であると思われます。
委員	条例の改正は、とても難しい事でしょうか。
事務局	条例を改正する事は、執行機関側だけで行う事は出来ません。条例をこのように改正したいということを議会に諮り、議決を経て初めて条例が改正するという仕組みになります。条例改正は手間がかかりますが、必要であればするべきだと思います。

部会長	まず、追加したということがどこまで広く行き渡るかはわかりませんが、議会で議論されるということであれば、もう少し広く知っていただく可能性が出てきます。従って、敢えてそのようなことも狙って条文を改正する、少し修正するという方法もあるのではと思います。
委員	災害のイメージですね。それを豊中市のように危機事象というふうに変えた方が、より範囲が広くなり、誤解を生みにくくなるのではないかと私は思います。
部会長	災害と言われると、地震や大雨、洪水、津波といったことを思ってしまうような気がします。従って今述べた通り、災害という言葉で1つにしまわれない方がいいのではないかと思います。
委員	参考資料1での豊中市のように、文言を危機事象とすると良いのではないのでしょうか。
委員	後々の事を考えて、追加しやすいように変えておくのもいいかもしれません。
委員	この第28条の「自ら災害等に」とありますが、これについて今話されたように、「危機事象の発生」という文言に変えたとすれば、豊中市のように解説に具体的に何か入れると。感染症等の文言を入れる方法も1つかなと私は思います。危機事象という言葉は、臨場感があります。
委員	第28条における市民の範囲は、他の地域から来た人も含まれているという認識でよろしいでしょうか。
部会長	この条文での市民は、在住、在勤、在学の人が該当します。そのため、例えば観光や買い物で阪南市に来ていた人は、自治基本条例上該当しますが、おそらく第28条という市民には該当しないです。
委員	第28条では当てはまらないが、条例の定義に当てはまるということに少し違和感があります。少し範囲を広げるような言葉を入れた方が良いのかなとは思いました。
部会長	市民に限らず入れるということですか。確かにそうですね。市民については条文にするのか、解説に入れるのか。そこはどうしましょうか。
委員	解説の方でいいのではないかと私は思います。
部会長	そうですね。例えば地震が起こった時に、買い物に来ていた人を放置していいかといえば、そういう訳にはいかないということですね。そうしなければ、例えば観光とかでも安心して当市に訪問出来ません。そのような意味では、この疑問点は重要な点であると思います。
委員	実務面では絶対にそうはならないと理解していても、やはり一番上位の条例となると表記しておいた方がいいかなと思います。
部会長	ありがとうございます。やはり条文を変えた方がいいのでしょうか。どう思いますか。
委員	市民という目線で見れば、地震等の災害時は他市の方も勿論というのはありますが、感染症となると、保険等の関連もあって非常に難しいかと思えます。先程述べられたように、条例のその部分を変えることによって、解説の方で変えやすくするという事は、私は良い考えであると思います。
部会長	ありがとうございます。ちなみに第28条の「災害等」を、例えば「危機」や「危機事象の発生」にすると、その場合、第2項の「市は市民の生命身体及び財産を守るため、市民の防災意識の向上に努めるとともに」は、「防災意識の向上」を「危機管理意識の向上」に変えるという事になりそうです。 おそらく、条文を変えたとしたらこの2ヶ所になりますね。 「危機事象の発生」とした場合に、「市民は、危機事象の発生時においては自らの安全確保を図り、地域において互いに協力し助け合うよう努めるものとする」とすることはそこまで変ではないですね。何か起こった時には自分で安全確保して、地域で協力していこうということですが、それが防災以外にも当てはまっていいですね。 あと、「災害等」を「危機事象の発生」に、「防災意識の向上」を「危機管理意識の向上」に変えたとして、解説文に何かこれは入れといた方がいいというものはありますか。今までの話だと、感染症や豊中市にあった健康危機、また、これまでに話してきた交通事故についても入れることは出来ると思います。
委員	参考資料1において、未然防止という言葉が和泉市にあり、阪南市でも未然に防止するという考え方を入れとくべきなのかなと思いました。ただ、危機管理であるため、そこまで含めなくてもいいかなとも思いました。考え方というより扱いが難しいです。
委員	参考資料1の豊中市の条文に危機事象という言葉があって、下にその解説が書いてあるのはとてもわかりやすいです。ただこの条文は新型コロナの流行前に出来たものですから、大規模な食中毒と書いてありますが。
部会長	感染症の流行でしょうか。または健康危機。それらのことについてどうすればよいかについては、事務局と相談します。後は個人情報の漏えいやコンピューター犯罪等も危機事象に入れますか。
委員	個人情報については入れてもいいと思います。コンピューター犯罪は、先々の事を考えると、入れられるものは全て入れたらいいと思います。後から入れるのは大変ですから。
部会長	確かに何かあるかわからないですからね。事務局の考えはどうですか。

事務局	全部入れるという考えはいいのですが、おそらく他市は当市と作りこみが異なります。阪南市の方では、第1項の主語が「市民は」となっています。一方で他市では「市は」となっています。先程の個人情報漏えいもそうですし、コンピューター犯罪というのは、当然行政的には起こり得る事象かなと考えられます。 それを「市民は」とした時に、その危機事象に備えるという部分は、どう備えるのかというような話も出てくる可能性もあるかもしれません。よって一括りに全て書いてしまうと、該当するケースやしないケースが混在するのではないかなと思います。 また、条文自体が今2つに分かれていて、それらを1つにするような話も出てくるかもしれません。
部会長	これはおそらくこだわりがあって、市民と市を両方にしていますよね。
事務局	おそらく阪南市は市民意識として、行政だけではなく、市民も率先して取り組んでいかなければならないということを策定時に考えていたという状況もあります。よってまずは市民を、次に市を持ってきていることかもしれません。
部会長	今事務局が説明のあった、市民と市の両方を順に主題にしているという建て付けの変更は難しいと思います。むしろ変えない方が重要であると思います。その事で言えば、市民、市どちらも取り込めること絞っておいた方がいいかもしれないです。
委員	阪南市は、参考資料1における寝屋川市の第6条の「市民は」という書き方と同じつくりをしていると思います。そうすると市民の生活を脅かす脅威と解説に書かれていて、これが一番近いものかなという気がします。
委員	先程の未然に防ぐという話がありましたが、事故等といったものであれば、「市民が頑張っ て」というぐらいの文言は入れてもいいかもしれません。
部会長	基本的には、豊中市から個人情報の漏えいやコンピューター犯罪、施設や市主催のイベントにおける実験事故とかを抜いていくと、その内容は寝屋川市と重なってくると思います。地震、風水害等の自然災害と様々な危機とありますが、ここに感染症等を入れようという事です。
委員	参考資料1の寝屋川市に書かれている有事という言葉は、戦争の事とかですよね。交通事故も様々な危機に入りますか。入るのであれば、わざわざ書かなくてもいいですね。
事務局	寝屋川市のように様々な危機と一括りしてしまえば、ではこの中に何が入っているのかという話になってきます。どのように読み取るのか、条文や解説だけを見ても判断出来ない可能性がありますので、伝えたいものは列挙しておいた方が良くと思います。
部会長	有事という言葉が最適かどうかはわかりませんが、交通事故や感染症という文言は出した方が 良いという事です。
委員	寝屋川市では、豊中市のように健康危機という文言はありません。阪南市は、他市の文言を見 て該当しそうなものを記載していけば良いと思います。
部会長	このタイミングで条例の見直し作業を行っているため、見直せる時にしっかり見直した方が良 いと思います。解説のところで、危機事象の具体例を挙げてしまえば、他に変更する必要はあ まりないかなと思います。その他、何かあればお願いします。
委員	第28条の第2項の解説で、市民及び関係機関（警察、消防、病院等）とあります。この 「等」という言葉の中に、何の機関が含まれていましたか。
事務局	基本的には挙げられていたもの以外の機関という事で、国や大阪府、他の市町村もそうです が、そのようなところも含め、大規模災害等が起こった際には、危機管理体制を構築すること が必要だということを示しております。
部会長	今回のように災害等から危機事象となれば、おそらくこの資料3にある海上保安庁や、自衛隊 等も関係機関に入ってくるということになります。地震でも関係ありますが。何か他に具体的 に名前を入れたい方が良いという機関があれば。
委員	この「等」のところに、学校等の教育機関とかを入れてもいいのではないのでしょうか。
事務局	学校は避難所にもなっており、連携が必要な機関の一つだと思います。
部会長	学校よりは教育機関と書いた方がいいでしょうか。それに関しては少し言葉を考えて入れま しょう。ありがとうございます。
委員	解説の第2項の部分を読む限り、普段の生活上での危機管理の内容かなという印象を受けまし た。特に「市民の安心・安全な暮らしを守るために」という部分が、そのように感じる要因で あると思いました。 ただ、もう少し解説に災害等の危険性が増した時の表現を含めることでもいいのではと思いま した。
委員	警察、消防という部分が普段の生活レベルという印象を受けます。もう一段階上の危機の時 はどうするのかというところの表現も足りないような気がします。

部会長	何度も繰り返して言いますが、「危機事象が発生した際には」と書き方を変えてもいいですね。それが起こった時には連携協力して、公助しなければならないという風に変更してもいいかもしれません。「市は、危機事象が起こった時には市民及び」という書き方に変更すれば、危機事象の定義は解説の冒頭にあるため、繋がりがわかりやすくなるかもしれません。これは危機管理のため、日常というよりは“もしもの時に”という書き方をした方がしっかり伝わりそうです。 解説の最後に「災害等による被害については、想定どおりでなく、想定を上回る可能性もあることを念頭において対処できるように準備をしておく必要があります」とありますが、これは重要な事であると思います。
委員	具体的ではないですが、想定通りではない為準備しておくという意味合いに感じました。
部会長	おそらく、余裕を持って準備しなければならないという意味合いだと思われます。建設的な意見を色々いただき、ありがとうございます。第28条の内容が充実してきたため、それを一旦文字にしてみます。もう一度部会の機会がありますので、その時に、思ったとおりになっているか。これでいいかを確認していきたいと思います。 これで、第28条については一旦置きます。そのほか何か言いたい事はありますか。
委員	この2行にするのであれば、参考資料1の寝屋川市の解説では「誰もが安全に安心して暮らせるまちを実現するため、あらゆる災害・犯罪の発生に備えるとともに、市民や地域が一体となって危機事象に対応できる体制づくりを推進しています」となっています。第28条を修正する際はその文をそのまま持つてくるのではなく、「推進する必要があります」という文言を追加すればいいと思います。
部会長	それがあった上で、この「また」があるといいですね。 「誰もが安全に安心して暮らせるまちを実現するために、体制づくりを推進しなければならない」という文章があった上で想定通りではないという文があった方が、唐突感はなくならないかもしれません。一旦それでまとめてみましょう。ありがとうございます。 それではもう一つ、第17条になります。これはなかなか難しい話であると思います。第17条を検証する際に、このような事をしたという資料を色々確認しました。しかし内容の部分にあたる、どのように議論がなされたか。その市民参画の取り組みがされた結果、何がどのように変わったかということまでの検証はなかなか出来ず、難しかったというのが現状です。 そのため、それが出来るように、事務局の方に準備していただくかどうかという事も考えなければなりません。また、どこまで出来るかという落とし所の話もあると思います。 例えば、市民参画の手続きの際、この時にこのような取組をしましたということを一覧として出していただきましたが、その内容に一步踏み込んだ内容は聞けるのでしょうか。
事務局	その参画が事業進捗や計画の中で、どのような意義を果たしたのかということまでになりますと、正直なところ、データ収集を行うのが難しいです
部会長	アンケート調査をすると、集計結果は、1枚ぐらいでまとめたりはしませんか。
事務局	アンケートを集約して、設問毎にどれぐらいの回答率か。どのような内容かなど取り纏めて、データ化しています。
部会長	集計はしなければならないと思いますが、その結果、そこから何を読み取ったかを文章という形で出しているのであれば、それを確認できればと思いました。 例えば、中学生向けアンケートを行ったとして、設問1に関しては、このような割合で回答があったということが積み重なっていったって、阪南市の中学生はこのようなことを考えていますというような感じです。 5個ぐらい箇条書きの分析結果みたいなものを、アンケートを取る度にまとめていけば、“このようなことまで導き出した”“それがどのように反映したか”ということを考えるきっかけにはなるかなと思いました。
部会長	パブリックコメントであれば、出た意見に対して答えを出しています。それはまだわかりやすい方かもしれません。市民を対象にワークショップ等を開催したとしても、おそらく報告書は作ると思います。そのようなものも探そうと思えば、探せるのか。要望があればそれを出していただけるか。また、それらは基本的にウェブに掲載すると思いますが、おそらく全部収集することは出来ないと思います。集められるものは集めて、次の検証に活用することは出来るのでしょうか。
事務局	その計画等において、どのレベルの参画のプロセスをしっかりと保証しているか。本来であれば、パブリックコメントの手続きがあると思いますが、その取り入れているプロセスやそれぞれの評価はどうかとなれば、難しいかと思います。
部会長	今回、検証時は総合計画の策定がタイミングよく行われていたので、それぞれの部分でこのような取組をしましたということを見せてもらいました。次の検証のタイミングで同じような事があるかと言えば、難しいかもしれません。その為に、仕事を増やすのも何か本末転倒な気がする一方で、次の検証の前に色々な手続きをすれば、その報告書を1枚ぐらいにまとめておけばいいなとも思います。 もしくは、次の検証を始める直前ぐらいに計画を作ったところがあれば、そこにヒアリングしていただきサンプルを抽出するしかないかなと思いました。行政は計画を作っていると思いますので、直近の計画の担当者に話を聞くぐらいであれば出来ると思います。 これは別に第17条の話だけではなく、どちらかといえば、第18条や第19条の方になりますね。今の話だけであれば解説に書くような事ではなく、それを事務局でしっかり覚えて次につなげていただいてもいいかもしれません。 確かに数字や実績を集めることはしてきましたが、実際に関わった職員の方に話を聞きに行くことはしなかったため、そのようなことを少しずつ実施してもいいかもしれません。

委員	第17条第2項の解説に良いことが書いているなと思いました。万が一の時、市民参画手続をとらないことができるという文言があってしっかりと備えているなと思います。
部会長	出来れば、その時は手続きを取らなくても、少し落ち着いた後で何らかの手段を取り入れていただきたいという気がします。しかし、このことは重要ですね。とりあえず、答申の中に意見を盛り込んでいくという事でよろしいですか。
各委員 意見なし	
部会長	ありがとうございます。 これで次第3で予定していた部分が終了しましたので、次に移ってよろしいですか。 では次に、次第4検証シートの確認となっています。事務局より説明をお願いします。
【検証シートの確認】	
事務局	検証シートの確認について、検証シートと資料1に基づき説明。 (検証シートの確認について、各委員からの意見、質疑・応答)
委員	自治基本条例はどこにあるかと思い、正面玄関の横の市民情報コーナーで資料を探しましたが、昔のものしかありませんでした。最新のものはなかったの、まずはそれを置いていただきたいです。もし関心ある人がいれば、そこでしっかり見てくださいという事が出来ますので。
部会長	そのような管理もしかりしなければならないという事です。今事務局から説明のあったことは、最終報告を出す際に今記載している検証シートの“検討部会での意見”の部分は削除してしまいます。従って重要な事は、上にある“検証結果の具体的な説明や改正案など”という部分に入れなければならないということです。推進委員会の際には、この意見は入れた方がいいのではないかと指摘もいくつかいただいています。気づいたところや、“検証結果の具体的な説明や改正案など”に入れて、答申に盛り込む必要があるのではないかとすることがありましたら、ご指摘をいただきたいなと思います。
委員	検証シートの10ページの検証部会の意見で2つ目の部分について質問があります。市民活動センターの発行物について読み手に誤解を与えるような表現とはどのようなものでしょうか。
事務局	特定団体が行っている補助金や助成金の情報を発信すれば、その団体を宣伝しているような捉え方をされるかもしれません。よって、誰が手に取っても公平に見えるような情報発信にしようかいいというご意見です。
部会長	従って括弧の中の方では、「必要な人が必要な情報を正確に得られるように」と言い方を少し変えたと思います。これは重要な事であると思います。自分が言った意見が抜けているので、是非入れてほしい等でもいいです。
事務局	検証シートの6ページの第10条議会の役割で、一般的には行政と呼びますが条例上は執行機関となりますので、その表記がどうなるのかについて少し気になります。ただ、あくまで委員会からの付帯意見ですので、分かればどちらの表現でも良いかもしれません。
部会長	そうなれば、行政という表現の方がわかりやすいですので、このままにしましょう。あと、語尾をどのようにするかですね。
事務局	語尾に関しては現在、「努めること。」や「活用すること。」という形になっています。しかし、前回の提言書では、もう少し柔らかい表現になっています。「努めてください。」「〇〇してください。」というような表現に統一しています。
部会長	そちらに揃えた方が読みやすいというか、受け取る側がわかりやすいのではないかという話をしていました。そこはもう見直しを入れますか。どちらがいいでしょうか。
委員	このままの方が、文字数が少なくてわかりやすいかなと思います。
委員	〇〇してくださいの方が少し柔らかくなり、親しみが持ちやすいかどうかということですね。
委員	例えば、検証シートの14ページの下から6行目の情報公開等の検証結果の具体的な説明や改正（案）部分について。もし「〇〇こと。」という表記を改めるとすれば、具体的にどのような感じになるのでしょうか。
事務局	1つ目は「興味を持ってもらうようしっかりと情報発信、提供を行ってください。」2つ目は「広く市民周知を図ってください。」という表現になるかなと思います。
委員	役所言葉ではないですが、行政の場合は「〇〇こと。」という表現で良いです。ただ一般の市民の場合は「〇〇してください。」の方が親しみやすいと思います。
部会長	これは行政に向けて提言という形の答申になるため、親しみは必ずしも必要ではないかもしれませんが。「〇〇すること。」の方がわかりやすく、迷いが無いと思います。
事務局	なかなか、この時間で全部まで見ていただくのは難しい部分もあるかと思いますが、ただ、推進委員会でいただいたご意見の部分は見ていただきつつ、その他の部分につきましては、お持ち帰りいただいた後にお気づきの点があれば事務局までお伝えいただければと思います。
部会長	あまり積み残していると次回行うのが大変になるので、もし今気づいたことがあれば、今言えることがあれば言っていたいただきたいなと思います。
委員	検証シートの9ページにICTの活用と書いてありますが、分かりやすく日本語を足せませんか。

委員	私はICT化という部分が少し気になります。ICTの活用でも全く問題はありませんが、デジタル化でもいいのではないかと思います。私はデジタル化の次に、ICT化やT化というところに繋がるのかなと思いました。
部会長	どの言葉を使用する事が今一番適しているのかを考えた方がいいということですね。言葉で横文字を使う際は、補足を入れておきましょう。答申するときはその形にしましょう。
委員	そういうことでしたら、第10章総合計画のPDCAサイクルというものもありますが。
部会長	推進委員会に答申する段階で、米印を欄外に入れる事ができますか。注釈としてPDCAやICT、DXも入れるとすれば、もう後ろに入れるか。括弧書きでPDCAサイクル、Plan Do Check Actionと書くとか。 おそらく、わからない言葉はあると思うので、そこはどうするか考えましょう。見慣れない言葉をどうするのか。次までに少し対応考える方向でいいですか。
事務局	ちなみに、前回の時は英語表記の文字は提言の中でなかったのですが、注釈を設けている事はありませんでした。しかし提言的には、条文の記載、検証結果、付帯意見という構成になります。従って、注釈を付けて、欄外にPDCAという言葉の説明するということは出来るかなと思っています。それで統一した方が見やすいかなと思います。
部会長	統一して見やすくしましょう。語句の後ろに括弧書きにすると長くなるため、それにしましょう。ありがとうございます。他にいかがですか。 私からもいくつか意見があります。検証シートの5ページの第7条の財政自治の原則ですが、推進委員会での意見が凄く重要なと思うので、これを取り入れたいです。財政状況が厳しい中でも、住民自治を守っていくということを付帯意見の枠の中に入れましょう。 また、7ページの第12条の議員の責務ですが、「阪南市におけるまちづくりの基本となる自治基本条例をしっかりと意識・活用すること」が遠慮がちに見えます。従って、「自治基本条例の理念を踏まえて活動して」と変えませんか。条例を活用するという書き方は、何か不思議な感じがします。 そして、9ページの第15条の職員の責務で、研修の話だけではなく、推進委員会で“出向から帰ってきたら”というご意見をいただいていたと思います。よって、そのようなことを付帯意見の枠の中に入れたいと思いました。1つの案ですが、付帯意見の2つ目の「組織全体の能力を向上させるため、研修で学んだことを」という部分を「研修等で学んだことを」に変えませんか。それを出向先と書いてもいいですが。 皆さん、そのほかいかがでしょうか。
委員	検証シートの18ページの第28条で質問があります。交通事故を身近な災害と捉えの後にハード、ソフト両面という部分はどのようなイメージでしょうか。
事務局	通学路の安全対策でハードの話がありました。交通安全プログラムがあり、そこで危険箇所にガードレールを設置することがハード面となります。あとは幼児教育や制度の教育等、交通安全意識向上の部分をソフト面として捉えてハード、ソフトという表現をしています。
部会長	今説明のあった内容を具体的に書いた方がわかりやすいですね。
委員	関係機関には先程学校も入るという説明がありましたが、警察も入っていますよね。これらが協力しながら、対策を講じるとかという書き方がわかりやすいかと思います。
部会長	このままの書き方ではおそらく曖昧なため、実例を挙げて書いた方がいいという事ですね。他に何かありますか。 ちなみに、先程述べた語尾についてはこのままでいきますか。（各委員了承） わかりました。それではこのままでいきます。
委員	検証シートの15ページのPWをパスワードとカタカナにすれば良いのではないのでしょうか。
部会長	IDについては少し厳しいかもしれませんが、パスワードはカタカナにしてもいいですね。
委員	市議会議員には、この自治基本条例を配付しているのでしょうか。
事務局	条例については、解説付きで全議員に配付しています。今回、第28条の部分で条例と解説文を改正するという話になった際には、全議員への周知と全庁にも共有します。
委員	議員の皆さんには是非、条例を全てしっかり読んでいただきたいです。
部会長	ありがとうございます。この議題は以上ですが、よろしいでしょうか。 次回までに、また少しご覧いただいて、何かあれば、事前にいただいてもいいですし、次回の部会の時におっしゃっていただいてもいいと思います。 少しでもわかりやすく、漏れがない提言書を作っていきたいなと思います。ご協力をお願いいたします。 では最後、次第5のその他について事務局からお願いします。
【その他について】	
事務局	その他について、次回の日程について説明。
部会長	日程の調整を出来るだけ後にいかないようにしたいと思います。では、以上で本日予定していた案件が全て終了しました。本日はお忙しい中、ご出席ありがとうございました。では司会にお返しします。
司会	ありがとうございました。それでは第6期の阪南市自治基本条例推進委員会の第7回の検討部会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。